平成２２年（フ）第７８９号
栃木県さくら市穂積595番地、住民票上の住所栃木県大田原市加治屋83番地602
債務者　星野　　瞳
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９２号
栃木県大田原市若草１丁目1350番地　藤原アパート寿号
債務者　矢板　則之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９３号
栃木県宇都宮市西川田本町３丁目26番９号
債務者　増山　圭一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９７号
栃木県宇都宮市峰２丁目14番２号　コーポウェル103号、前住所栃木県宇都宮市石井町2988番地31
債務者　横田　次雄（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９８号
栃木県宇都宮市小幡２丁目４番１号
債務者　佐々木尚美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９９号
栃木県大田原市蜂巣767番地181
債務者　益子　廣志
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３５号
熊本県八代市永碇町995番地７
債務者　藤本　　治
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１４１号
熊本県八代市鏡町有佐776番地１
債務者　中川　笑加
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７９０号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＧ－１－２、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1209番地１　エクセラン佐藤Ｂ－101
債務者　日向野芳則
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８００号
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番31号　ニュー双葉マンション２号棟305号室
債務者　青木　好夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０５号
岡山市南区郡3010番地１　パナフーズ株式会社社宅103号
債務者　安海　正博
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６８号
神奈川県横須賀市岩戸３―30―15―202、住民票上の住所横浜市磯子区丸山１丁目19番20号
債務者　村田　明久
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９０４号
横浜市神奈川区三枚町193番地２　コスモ片倉町302号
債務者　石井　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０３号
岡山市北区下中野1201番地11
債務者　黒川　佳子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４８号
岡山県赤磐市仁堀東233番地２、住民票上の住所岡山県赤磐市仁堀東225番地１
債務者　片山　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４７号
岡山市北区川入142番地
債務者　久保美知子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部